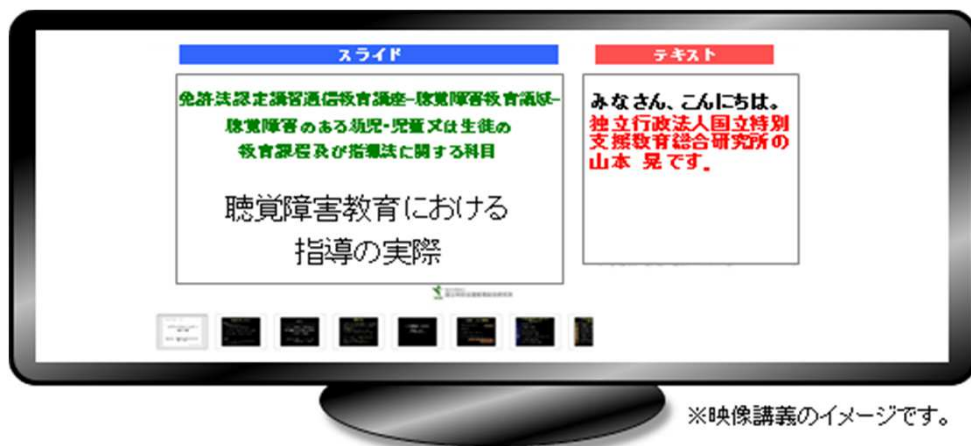


特別支援学校教諭免許状取得のための

免許法認定通信教育

令和3年度後期開設科目のご案内

～ 視覚、聴覚障害教育領域の2科目を開講～



受講対象者

視覚障害教育領域・聴覚障害教育領域の免許状を所持していない教員。特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)や、特別支援学級(弱視・難聴)等に勤務する方は是非ご検討ください。

受講申込方法

下記ウェブサイトより受講募集要項をご覧ください。
免許法認定通信教育総合情報サイト
<http://forum.nise.go.jp/tsushin/>
申込受付期間はHPで周知します。

受講方法

パソコン・タブレット端末等で約15時間の映像講義を視聴し、学習を重ねてください。
スクーリング形式の授業は行いません。

講習期間・開設科目名

令和3年10月4日(月)～令和4年1月14日(金)
①視覚障害児の教育課程及び指導法(1単位)
②聴覚障害児の教育課程及び指導法(1単位)

受講料

無料です。

単位認定試験

令和4年2月6日(日)
全国に複数の会場を設けて実施します。

インターネットによる免許法認定通信教育です。
特別支援学校教諭一種、二種免許状の取得や新教育領域の追加等に必要な単位を最大4単位まで修得できます。詳細については、本研究所のサイトをご覧ください。



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育オフィス

E-mail : v-tsushin@nise.go.jp

**NISE 免許法認定通信教育を利用した
特別支援学校教諭免許状取得の流れ（イメージ）**



視覚障害教育領域・又は聴覚障害教育領域の免許状を
保有していない特別支援学校等の教員

視覚障害教育領域・聴覚障害教育領域の第2欄に掲げる科目
「教育課程及び指導法」、「心理、生理及び病理」(各1単位)

その他修得すべき科目

NISE 免許法認定通信教育

インターネットを利用して
受講申込み

パソコン・タブレット端末等で
15時間の映像講義を視聴

単位認定試験(マークシート)
に合格

大学、教育委員会等が実施する
免許法認定講習を受講

必要な単位を全て修得

免許状取得に必要な基礎資格
及び最低修得単位数については各都道府県・指定都市教育
委員会の教員免許担当課にご
確認ください。

視覚障害教育領域・聴覚障害教育領域の
免許状を取得



平成27年12月、中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」
において、「平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指
し、国が必要な支援を行うことが適当である。小・中学校の特別支援学級担任の所持率も、現状の2倍程度
を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される」ことが示されました。

このことを受けて、国立特別支援教育総合研究所(NISE)では、免許状取得率が低い視覚障害教育領域
及び聴覚障害教育領域について、教育職員免許法施行規則において第2欄に掲げる科目(各1単位)のイ
ンターネットによる免許法認定通信教育を開講し、特別支援教育に携わる教員の免許状取得率向上を支援
しています。

